

砥部町地域公共交通会議事務局規程【案】

令和 6 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、砥部町地域公共交通会議規則第 11 条第 4 項の規定に基づき、砥部町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 交通会議の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、砥部町地域振興課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、砥部町地域振興課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理、保存その他文書に関し必要な事項は、砥部町の例による。

(公印)

第 6 条 交通会議の公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、砥部町の例による。

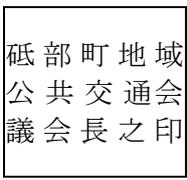
(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
砥部町地域 公共交通会 議会長の印		てん書	21×21	会長名をも つてする文 書	1	事務局長